

平成31年度固定資産課税台帳 縦覧・閲覧のお知らせ

- 縦覧 固定資産税の納税者は、無料で土地や家屋の価格等に関して縦覧ができます。
- ▼縦覧できる方
 - ・土地または家屋の固定資産税が課税されている方
 - ・納税者と同居の親族
 - ・納税管理人
 - ・納税者から委任を受けた方
- ▼縦覧期間 4月1日(月)～5月7日(火)(土日祝日を除く)
- ▼時間 午前8時30分～午後5時15分(毎週金曜日は午後7時

- 15分まで)
- ▼場所 税務課
- ▼必要書類
 - ・納税通知書や委任状
 - ・運転免許証等本人確認ができるもの
- 閲覧 納税義務者は、自身の資産に関するのみ1年を通して縦覧できます。縦覧期間中の料金は無料ですが、期間外は有料となります。
- ▼問合せ 税務課資産税係
☎⑦6905

- ▼日時・場所
 - 2月19日(火)午後2時～千振公民館
 - 2月20日(水)午後6時30分～那須町農村婦人の家
 - 2月21日(木)午後6時30分～芦野公民館研修室
- ▼対象 町内在住の農家の方(家庭菜園程度でも可)

- ▼講師 大田原ツーリズム、那須町農業公社、町内農家民泊実践者
- ▼その他
 - ・農家民泊の受け入れは農業研修ではないため、家庭菜園程度や兼業農家でも実施できます。
 - ・受け入れには保健所の許可が必要となりますが、那須町農業公社が手続きを代行します。
 - ・ボランティアではないため、受け入れをした分だけ副収入が得られます。
- ▼問合せ 那須町農業公社
☎⑦5545

固定資産税(土地・家屋)に関するお願い

- 固定資産納税通知書を確認し、土地の利用状況に変更がある場合、または家屋の現状に相違等がある場合は、ご連絡ください。公平で適正な課税を行うため、ご理解とご協力をお願いします。
- 土地について
 - 固定資産税の土地評価における現況地目は、登記簿上の地目にかかわらず、毎年1月1日時点での利用状況で認定しています。一年を通して職員が現地確認を行っており、敷地への立ち入り等、所有者の方へ声をお掛けする場合があります。
- 家屋について
 - 町では家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新增築を把握するほか、定期的に町内を巡回し新增築または取り壊し等の調査を行っています。

- ▼家屋が新增築されている場合
 - 課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。
- ▼家屋が滅失されている場合
 - 調査で家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書等がある場合は、さかのぼって課税台帳から削除(最大5年間分)しますので、ご相談ください。
- ▼過年度に建築された家屋
 - 平成30年度の調査分から原則としてさかのぼって課税(最大5年間分)となります。
- ▼問合せ 税務課資産税係
☎⑦6905

- ### 福祉タクシー利用券
- 平成31年度の「那須町福祉タクシー利用券」交付申請を次のとおり受け付けます。なお、平成30年度中に申請した方には、2月中旬に申請書を郵送しますので、ご確認ください。
- ▼対象
 - 重度心身障害者
 - 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
 - 療育手帳A1またはA2をお持ちの方
 - 精神障害者
 - 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

- ### 農家民泊開設の説明会を開催します
- 都会で暮らす子どもたちや学生が、農業を学ぶだけでなく、農村でさまざまな感動を味わうことができるのが農家民泊です。開設するための説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。
- 高齢者世帯
 - 満75歳以上のひとり世帯または75歳以上の方だけで世帯を構成している方
- ▼申請に必要なもの
- ・印鑑
 - ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - ・高齢者世帯の場合は、「75歳以上の高齢者のみの世帯」であることとの民生委員の証明
 - ※生活実態が住民登録と異なる場合は交付対象外となります。
 - ▼申込み・問合せ 保健福祉課福祉係 ☎⑦6917

